

記入例

様式第1号

商品車である軽自動車等の課税免除申請書

令和 年 月 日

車検証の使用者・所有者と同じ方が申請者です。
※使用者・所有者が個人の場合、申請者は「個人の住所、電話番号、氏名」を記入する

申請者 所在地（住所）
電話番号
名称（氏名）

車検証の交付年月

私の所有する下記の車両について、佐賀市市税条例第8.7条の規定により軽自動車種別

車両番号等	佐賀	(年 月 日取得)
車台番号		

車検証を見て記入

申請者が個人の場合はここに販売している事業所の住所・屋号・電話番号を記入

定置場所(所在地と異なる場合)	住所	
	屋号	TEL

該当事由	商品であって使用しないもの
------	---------------

許可証番号	古物商許可証	(県公安委員会発行)
	質屋許可証	(県公安委員会発行)

該当する許可証を見ながら記入

備考	・賦課期日現在、市税に滞納はありません。 ・当該車両の用途は商品車両であって、リース車、試乗車、社用車、営業車、代車等事業用のものではありません。
----	--

軽自動車税（種別割）申告書の所有形態欄に「3. 商品車」と記載している車両のみ対象となります。

※職員記入欄

添付書類	<input type="checkbox"/> 車検証の写し	<input type="checkbox"/> 商品車両ごとの展示状態の写真
	<input type="checkbox"/> 古物商許可証または質屋許可証の写し	
	<input type="checkbox"/> 展示場内体がわかる写真	
資料番号	— —	入力未：済

申請者と同じ者が許可を受けている必要があります。
※申請者が個人であれば個人、法人であれば法人の許可証が必要です

【裏面】

写真貼り付け時ののりしろ

申請にあたっての注意事項

写真やコピーが不鮮明な場合や、書類が揃っていない場合は受付できません。

●課税免除を受ける車両の展示状態の写真をこの面の**太枠線**の中に貼付してください。

●申請書には以下の書類も添付してください。

課税免除を受ける車両の自動車検査証の写し

古物商許可証又は質屋許可証の写し（申請台数が多くても1枚で可）

展示場全体がわかる写真（展示場の雰囲気がわかれば1枚でも可）

その他注意事項

**受付時間は 4/3 から 4/14 までの平日 8:30～17:00 です。
土日や時間外の受付はできませんので余裕を持って申請
してください。**

●地方税法第 4 48 条の規定により、調査にお伺いすることがあります。

●当該年度の 4 月 1 4 日を過ぎた申請は受けません。

（4 月 1 4 日が休日等の場合は、休日後の最初の平日が提出期限です。）

●課税免除に関しては、単年度のみ取り扱いとなります。

（同一車両が 2 年以上商品の状態であっても、課税免除は単年度のみとなります。）

【問い合わせ】

佐賀市役所 市民税課 軽自動車税担当 TEL 40-7064